

# 地 域 再 生 計 画

## 1. 地域再生計画の名称

産業を育むたかもりまち地域再生計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県

熊本県阿蘇郡高森町

## 3. 地域再生計画の区域

熊本県阿蘇郡高森町の全域

## 4. 地域再生計画の目標

高森町は熊本県の最東端に位置し、北部に阿蘇五岳の眺望が開ける平坦部高森色見地区と山東部の野尻草部地区からなる合併町村である。この高森色見地区は白川の、野尻地区は大野川の、草部地区は五ヶ瀬川のそれぞれ源流地域で九州でも重要な水資源涵養地帯を形成している。

本町の総面積は17,490haで森林には恵まれており、森林面積は13,363haで総面積の76.4%を占めている。民有林面積は12,541haでそのうちスギを主体とした人工林の面積は8,189haであり人工林率65.3%で県平均を上回っている。しかし35年生以下の若い林分が2,696haで21.5%を占めており、今後保育、間伐を適正に実施していくことが重要である。

しかしながら、近年本町においては、高齢化、過疎化の波が急速に押し寄せると同時に、木材価格の長期低迷及び経営コストの増加などから深刻な後継者不足に陥り、林業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。このため、森林施業の効率化をいっそう押し進め、林業の持続的発展を図ることが必要となっている。

また、道路などのインフラ整備が遅れており、特に計画区域は高齢化が進んでいることから、地域住民の安全安心な暮らしの実現のためにも、必要な道路整備を推進することが求められている。

これらの問題を総合的に改善していくため、町道・林道整備を一体に進めることで、緊急時における交通アクセス改善を図ると共に、町を訪れる観光客の利便性向上にも寄与し、また木材運搬など林業施業に一層の効率化をもたらし、産業・環境の基盤を充実させることにより地域の再生と活性化を図る。

### 【目標】

- ① 町道の改良率の向上（57%から60%超へ）
- ② 県内外からの観光客20%増加（平成20年度総入込客数1,045,908人）
- ③ 森林整備の効率化の向上（除間伐等森林整備面積割合を5.8%から12.9%へ）
- ④ 町道「蔵地・米山線」が災害等により遮断された場合、米の山地区住民にとっての県道「上色見・草部線」への迂回路（米の山地区から峰の宿地区まで4.0kmで結

ばれる)

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

林道整備計画地区は、伐期を迎える林分が多い地域であり、林道を整備することで、森林施業の効率化と安全性を確保し、利用区域森林の整備面積割合を 5.8%から 12.9%へ増を図る。

又、町道蔵地・米山線が災害等で不通となれば孤立する米の山地区の県道上色見・草部線への貴重な迂回路となる。

町道の改良率は 57%であり、道路整備に対する地域の要望に応えられない状況である。今計画により改良率を 60%超とし、地域住民の生活網の充実、周辺地域との交流・連携強化、県内外からの観光客の利便・誘致に貢献できる。

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### (1) 道整備交付金を活用する事業

- ・町道根子岳観光線：道路法に規定する町道に平成 21 年 3 月 18 日に認定済
- ・町道大戸ノ口～本河原線：道路法に規定する町道に昭和 56 年 3 月 14 日に認定済
- ・町道永野原～河原線：道路法に規定する町道に平成 8 年 3 月 19 日に認定済
- ・林道峰の宿線：森林法による白川・菊池川地域森林整備計画(平成 17 年樹立)に路線を記載

#### 【施設の種類(事業区域) 事業主体】

- ・町道 (高森町) 高森町
- ・林道 (高森町) 高森町

#### 【事業期間】

- ・町道 平成 22 年度～平成 26 年度
- ・林道 平成 23 年度

#### 【整備量及び事業費】

- ・町道 4, 730m、 林道 1, 000m
- ・総事業費 531, 360 千円(うち交付金 265, 680 千円)  
町道 518, 800 千円(うち交付金 259, 400 千円)  
林道 12, 560 千円(うち交付金 6, 280 千円)

### 5-3 その他の事業【事業主体：高森町】

地域再生法による特別の措置を活用するほか、関連事業を以下のとおり展開する。

- ① 中心市街地の活性化を図るため、町道を整備することにより地域住民の生活環境の充実と観光客の増加を目指す。
- ② 周辺地域との交流連携強化、観光客誘致のため、地域活力基盤創造計画における

地域活力基盤交付金事業を活用する他に過疎地域自立支援法に基づき、町道の整備を行う。

- ③ 木材産業の長期低迷で民有林整備が進まないため、森林整備の地域活動を支援する事で森林造成を促進する。

## 6. 計画期間

平成22年度から平成26年度まで

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画年度途中及び終了後において必要な調査を行い、町の諮問機関である振興計画策定審議会等で、達成状況の評価及び改善すべき事項の検討等を行うこととする。

## 8. 地域再生計画実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし